

介護職員等特定処遇改善加算について

上記加算は、「経験・技能のある介護職員(介護福祉士の資格を有し所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の裁量で設定)に重点化を図るとともに他の介護職員などの処遇改善にも充てる」とされており、働くスタッフの処遇改善を目的として作られました。

よって、社会福祉法人関耀会まごころの杜では、算定要件でもある職場環境の見える化をし、下記の通りお知らせいたします。

○算定状況

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

○資質向上

- ・人材育成計画に沿った研修の開催や外部研修への参加を通して、介護技術やマネジメント力の向上を図る。
- ・キャリアパスを意識した人材育成を実践する為、定期的な面談や成長確認ノートを活用し、自己成長を促していく。

○労働環境・処遇の改善

- ・新人介護員への専門研修や指導担当者の配置を制度化し、安心して働ける環境作り。
- ・介護職員の腰痛予防をしていく観点から、専門職による腰痛予防教室や相談、または浴室での介護ロボット導入による環境整備。
- ・育児休業制度や時短勤務の整備を行い、子育てとの両立を図る。
- ・定期的なユニット・委員会活動でのミーティング開催をし、施設全体でのケアの向上を図る。
- ・定期的な健康診断・面談の実施により心身に配慮した支援体制の強化と、休憩室の確保。

○その他

- ・人材育成の強化を図る為、ホームページでの基本理念の掲示。
- ・障がい者雇用あり。
- ・地域向けの健康支援事業の開催。
- ・有期社員から正社員の登用制度あり。